

# 平成 25 年度 事業計画

## 1 基本方針

当センターは、平成19年4月に社団法人として設立され、4年後の平成23年4月に「公益社団法人」に移行し、さらに平成24年11月28日には山梨県公安委員会から犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年5月1日法律第36号)の第23条第1項に基づく「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を得て、法的要件に基づく諸条件の整備も着々と進み、犯罪被害者等に対する支援体制が一段と整備充実されてきた。

今後、真に実効ある活動に取り組むためには、先ず第一に警察、検察庁、裁判所、県・市町村、弁護士会、法テラス、臨床心理士会等をはじめとする被害者支援に関わる関係機関・団体等と平素から良好な関係のもとに緊密な連携を図ることであり、次に県民各界各層の理解と協力による温かい支援の輪を大きく広げ、社会全体で支えていく世論形成作りが重要である。また、相談員・支援員等による具体的な支援活動の場においては、犯罪被害者等の立場に立って考え、行動し、犯罪被害者等の生活基盤に密着した信頼関係を築き上げながら対応していくことが求められており、そのための人材育成も極めて重要である。

当センターは、これらの要請に応えながら定款に定められた「目的」や「事業」を実現するために、今後も継続して人材の計画的育成や組織体制の充実を図り、広範多岐にわたり被害者支援活動について質の高い支援を実践し、特に、支援活動の中で知り得た被害者等の個人情報については組織的な管理のもとに厳格に運用、処理していく必要がある。

他に、被害者支援事業を支える重要課題として安定した財政基盤の確立が挙げられるが、これまでの収支予算の見直し及び経費の節減に加え、民間の助成金交付団体・賛助会員等の新規開拓と既存賛助会員の掘り起こし、自動販売機、募金箱等の設置活動の強化を図る。

## 2 主要事業

- (1) 被害者支援活動に関係ある各種官庁・機関との緊密な連携による支援活動の活発化
- (2) 電話相談、面接相談及びその他の支援活動等に対する対応能力の充実強化
- (3) 各種研修の随時開催と他機関研修への派遣による支援員の資質・能力の錬磨向上
- (4) 賛助会員等の拡大による安定した財政基盤の構築
- (5) 自助グループの主体的活動の活発化に対する積極的な支援

## 平成 25 年度事業計画

実施事項		実施時期	実施内容
会務運営	社員総会	6 月	甲府市内において開催する。
	理事会	年間	総会前及び必要に応じて開催する。
相談活動の推進	電話相談	年間	電話相談員(ボランティア支援員)の技能向上を図るとともに各種電話相談に適切に対応する。
	メール相談	年間	被害者からのメール相談に応じ、各種情報の提供を行う。
	面接相談	年間	面接相談員(犯罪被害相談員)の技能向上を図るとともに必要かつ適切な面接相談を実施する。
	専門相談	年間	臨床心理士、精神科医、弁護士等による専門相談を実施する。
直接的支援活動の推進	付添い支援	年間	被害者等からの依頼により、犯罪被害相談員等が裁判所、検察庁、警察、医療機関等への付添い支援を行い、精神的負担の軽減を図る。
	日常生活への支援	年間	被害直後の一定期間、被害者等に対し、支援員が買い物、身の回りの世話等日常生活への限定的な支援を行い、負担軽減を図る。
間接的支援活動の推進	間接支援	年間	相談内容等に応じて関係機関・団体等と連携しての支援や紹介・仲介を行う。また関連情報の提供や必要事項の照会・手配を行うほか犯罪被害者等給付金申請手続きの補助等の間接支援を行う。
	自助グループへの支援	年間	H23 年 1 月 23 日に結成した自助グループ(ゆるら)の運営に積極的に関与し、被害者同士の主体的活動が効果的に機能するよう積極的な指導 助言を行う
ボランティア支援員の養成・育成	新規募集と養成講座	随時募集	新規(ボランティア)支援員の第 7 期生を随時募集し、1 2 月～翌年 3 月の間、養成講座を開催する。
	育成講座(研修会)	年間	活動中のボランティア支援員の意識を高め、知識、技能の向上を図るため、講師を招き随時開催する。
相談体制の充実	専門相談員の委嘱	年間	相談業務の充実を図るため、専門相談員(臨床心理士、精神科医、弁護士、産婦人科医)を委嘱するなど体制の整備を図る。
	代理被害の防止	年間	支援員の代理被害の防止を図るため、臨床心理士、医師等によるメンタルケアを随時実施する。

広報啓発 活動	広報活動	年 3 回	機関誌「あなたの思いやり」を発行し、会員・非会員を問わず、広く県民等に業務内容、活動状況を広報する。
		年 間	チラシ、ポスター等の作成配布、街頭キャンペーンや各種広報媒体を通じた広報活動により被害者支援の重要性、当センターの事業内容の広報に努めるホームページへ常に新しい情報を掲載し、被害者支援の現状、活動の重要性・必要性を紹介する。
	啓発活動	年 間	警察署や各種団体等へ講師を派遣し、被害者支援の現状、当センターの支援活動状況等の周知を図る。
		年 間	県民の被害者支援に対する理解と意識を高めるため、公開講座、講演会等を随時開催する。 特に、中・高校生とその保護者等を対象に命の大切さを学ぶ授業(講演会)を幅広く開催し、犯罪や事故の被害者にも加害者にもならない意識付けと年間を通し被害者支援の重要性、必要性の世論喚起に努める。
調査研究 活動	調査活動 及び 研究活動	年 間	全国被害者支援ネットワークが開催する全国規模、関東ブロック規模の研修会、その他関係機関が開催する各種研修会・講演会等へ積極的に参加させ被害者支援活動あり方と今後の課題、方向性等について研鑽を積み、当面の取り組みに反映させる。 また、山梨県警察、山梨県、山梨県犯罪被害者支援連絡協議会、市町村、山梨県弁護士会、法テラス山梨、検察庁、裁判所等の関係機関・団体と連携を深め、被害者の実態に関する情報交換を行い、全国的な情勢も踏まえたうえで、当センターの組織体制、被害者支援活動に関する施策や取り組み方針等へ反映させて効果的な活動を推進する。